BANK OF INNOVATION

第15回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年12月18日（金曜日）
午前11時

開催場所

新宿イーストサイドスクエア
地下１階
リージャス新宿
イーストサイドスクエア
蓮華Ａ＋Ｂ
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の議決権行使書の御返信により、極力事前に議決権を御行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日の御出席をお控えいただくようお願い申し上げます。

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 目　次

第15回定時株主総会招集ご通知 …… 3
事業報告…… 5
連結計算書類…… 14
計算書類…… 16
監査報告書…… 18
株主総会参考書類…… 23

株式会社バンク・オブ・イノベーション
証券コード　4393

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年と異なる対応及び運営をさせていただきます。株主の皆様におかれましては必ずご高覧のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

株主様と当社役員及び運営スタッフにおける新型コロナウイルスの感染のリスクを避けるため、本総会につきましては、議決権行使書の返送により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態の如何にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2020年12月17日（木曜日）午後７時到着分まで
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

①事前登録制の採用について

本総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と株主様の安全確保のため、座席の間隔を拡げることから、会場にご用意できる席数が大幅に減少いたします。したがいまして、**当社は本総会への株主様の出席について事前登録制を採用し、事前登録された株主様に優先的にご入場いただくこととさせていただきます。**なお、事前登録をお申込みいただいた人数によっては、抽選とさせていただきます。

登録方法：2020年12月10日（木曜日）午後７時まで電子メールにて受付いたします。
電子メールアドレス（kanri_ir@boi.jp）まで下記事項をご記載のうえ、お申込みください。

件名：株主総会参加希望

(1) 氏名（ふりがな）／法人名（法人の場合は、ご出席いただく方の部署名・役職・氏名）
(2) ご住所　　(3) メールアドレス
(4) 株主番号（議決権行使書用紙に記載されている９桁の数字）

事前登録をしていただいた株主様に対し、**2020年12月11日（金曜日）の午後５時まで**に入場の可否にかかわらず電子メールでご連絡いたします。上述の事前登録をされていない、もしくは抽選の結果、残念ながら落選された株主様におかれましては、議決権行使書の返送による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

②ご注意事項

・登録は株主様お一人１度限り有効です。複数回登録されました場合、２回目以降の申込み分は抽選より除外いたします。
・事前登録によって入場可能な株主様は、「議決権行使書用紙」と2020年12月11日（金曜日）に別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の２つをご持参のうえ、本総会当日に受付までお越しください。（「ご来場確定通知」は印刷してお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話で通知画面を受付にてお見せください。）
・入場可能な株主様は、「議決権行使書用紙」１枚につき１名までとさせていただきます。また、「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。
・事前登録のお申込みの際に当社が取得した株主様の個人情報は、本総会に関する業務以外に使用することはありません。
・ドメイン指定受信をされている方は【boi.jp】からのメールを受信可能とするよう設定をお願いいたします。その他、ご利用のプロバイダー又は携帯電話会社のセキュリティ等の設定によってメールを受信できない事象につきましては当社側では対応いたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

③本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

・本総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
・接触感染リスク低減のため、本総会はお飲み物の提供はございません。
・ご来場の株主様にはマスクを必ずご着用いただくとともに、会場に用意いたしておりますアルコール消毒液での手指消毒のご協力をお願いいたします。マスク着用にご協力いただけない株主様のご入場はお断りいたします。
・当日は会場入り口付近で検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方、37.5度未満でも体調不良と思われる方につきましては、ご入場をお断りいたします。
・本総会の所要時間短縮のため、事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。また、質疑応答の時間を制限するため、株主様からのご質問回数をお一人１問、かつ本総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定させていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）においてお知らせいたしますので、適宜最新情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。

証券コード　4393
2020年12月３日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長　樋　口　　智　裕

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会においては極力書面により議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
　お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年12月17日（木曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　2020年12月18日（金曜日）午前11時（受付開始　午前10時30分）
（開始時刻が前回と異なりますので、ご注意ください。）

２．場　　所　東京都新宿区新宿六丁目27番30号　新宿イーストサイドスクエア地下１階
リージャス新宿イーストサイドスクエア　蓮華Ａ＋Ｂ
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第15期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項　議　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の場合は、マスクを必ずご着用いただくとともに、会場に用意いたしておりますアルコール消毒液での手指消毒のご協力をお願いいたします。
◎当日は会場入り口付近で検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方、37.5度未満でも体調不良と思われる方につきましては、ご入場をお断りいたします。
◎本総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
◎当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先及び借入額」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
◎株主総会参考書類の内容、事業報告の内容、計算書類の内容及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事業報告（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が社会に大きな影響を及ぼし、依然として厳しい状況にありますが、「新しい生活様式」のもとで感染拡大の防止策を講じつつ、各所で社会経済活動のレベルの引き上げがなされております。また、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されてはおりますが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響には注視する必要があります。

当社グループの事業を取り巻く環境においては、2019年の国内ゲームアプリ市場規模は前年比4.1％増の１兆2,140億円と安定した推移が続いております（参考：株式会社KADOKAWA Game Linkage「ファミ通ゲーム白書2020」）。

このような事業環境のもと、既存の各タイトルの運営維持、新作の開発及び海外展開、並びにスマートフォンゲーム以外の新規サービスの開発に取り組んだことにより、「ミトラスフィア」及び「幻獣契約クリプトラクト」の中国本土版のゲーム版号を取得し、新規サービスである「恋庭」の事前登録を開始いたしました。しかしながら、既存タイトルの売上高減少や新作及び「恋庭」の開発費用増加、新型コロナウイルス感染症対策のための在宅勤務体制構築によって、営業損失を計上するに至りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,061,423千円、営業損失60,232千円、経常損失70,305千円、親会社株主に帰属する当期純損失に関しては74,581千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

また、当連結会計年度より、株式会社バンク・オブ・インキュベーションが連結子会社になったことに伴い、報告セグメントを「スマートフォンゲーム事業」から「スマートフォンアプリ関連事業」へ変更しておりますが、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（２）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2019年11月５日付で、当社の新規事業に関する権利義務を、新設分割により新設した株式会社バンク・オブ・インキュベーションに承継させました。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

（8）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第12期 (2017年９月期)	第13期 (2018年９月期)	第14期 (2019年９月期)	第15期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売上高 (千円)	―	―	―	3,061,423
経常損失（△） (千円)	―	―	―	△70,305
親会社株主に帰属する当期純損失（△） (千円)	―	―	―	△74,581
１株当たり当期純損失（△） (円)	―	―	―	△19.34
総資産 (千円)	―	―	―	3,183,586
純資産 (千円)	―	―	―	1,256,883
１株当たり純資産額 (円)	―	―	―	327.97

(注) 当社では、第15期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第12期 (2017年９月期)	第13期 (2018年９月期)	第14期 (2019年９月期)	第15期 (当事業年度) (2020年９月期)
売上高 (千円)	4,001,262	5,052,275	4,295,187	3,061,423
経常利益 (千円)	159,876	509,042	515,320	10,304
当期純利益 (千円)	199,018	363,242	373,911	6,286
１株当たり当期純利益 (円)	58.60	99.98	96.10	1.63
総資産 (千円)	2,477,343	2,811,415	3,149,703	3,260,299
純資産 (千円)	528,121	1,112,922	1,404,097	1,337,751
１株当たり純資産額 (円)	155.02	285.66	363.25	349.07

(注) 当社は、2018年４月28日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

（9）対処すべき課題

当社グループが事業を継続的に拡大していくうえで対処すべき課題及び対応策は、主に以下のとおりであります。

① 収益力の高いサービスの提供

当社グループがスマートフォンアプリ関連事業において、より一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社グループは引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社グループでは、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋げたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲー

ムだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

③　ゲームの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による課金問題等が社会的に度々提起されております。当社グループは、こうした状況を踏まえ、スマートフォンゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

④　システム管理体制の強化

当社グループが提供するゲームアプリは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しております。特にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてはシステムに大きな負荷がかかり、ゲームの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、ユーザーが快適にサービスを利用できるよう対応していくことが重要であると認識しており、システム基盤や管理体制の強化に努め、安定したサービスの提供に繋げてまいります。

⑤　組織体制の強化

当社グループが、今後さらなる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 従業員の状況（2020年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況　　183名

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。なお、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者はおりません。
2．当社グループにおける報告セグメントはスマートフォンアプリ関連事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3．当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	7名増	30.9歳	3.7年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。

(11) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の出資比率(%)	主な事業内容
株式会社バンク・オブ・インキュベーション	100,000	100.0	スマートフォンサービスの開発・運営

(注) 2019年11月５日に株式会社バンク・オブ・インキュベーションを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2．株式に関する事項（2020年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　14,000,000株
（2）発行済株式の総数　3,951,000株
（3）株主数　3,162名
（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
樋口　智裕	1,743,100	45.48
田中　大介	300,000	7.82
株式会社Cygames	150,000	3.91
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	52,200	1.36
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	45,000	1.17
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	39,700	1.03
小池　孝司	35,000	0.91
河内　三佳	31,700	0.82
松井証券株式会社	27,900	0.72
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUIY (POETS)	27,000	0.70

(注) 1．上記のほか、当社所有の自己株式118,674株があります。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

（1）取締役の状況（2020年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋口智裕	株式会社バンク・オブ・インキュベーション　代表取締役社長
取締役	田中大介	ゲーム運営部長兼人事部長 株式会社バンク・オブ・インキュベーション　取締役
取締役ＣＦＯ	河内三佳	経営管理部長 株式会社バンク・オブ・インキュベーション　取締役
取締役	清水啓之	ゲーム開発部長
取締役 (常勤監査等委員)	熊倉安希子	株式会社バンク・オブ・インキュベーション　監査役 株式会社ギックス　監査役
取締役 (監査等委員)	深町周輔	フォーサイト総合法律事務所　パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス　監査役 株式会社シルバーライフ　取締役(監査等委員) 株式会社メルティンMMI　監査役
取締役 (監査等委員)	木戸隆之	社会保険労務士法人あんしんサポート　代表社員

(注) 1．取締役（常勤監査等委員）熊倉安希子氏、取締役（監査等委員）深町周輔氏及び木戸隆之氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役 熊倉安希子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3．取締役（常勤監査等委員）熊倉安希子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役（監査等委員）深町周輔氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．取締役（監査等委員）木戸隆之氏は社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役（常勤監査等委員）熊倉安希子氏、取締役（監査等委員）深町周輔氏及び木戸隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．当社は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役 熊倉安希子氏、監査役 深町周輔氏及び木戸隆之氏は任期満了により退任し、３氏は取締役（監査等委員）に就任しております。
8．取締役 泉健太氏は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (1名)	57,348千円 (1,848千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	11,153千円 (11,153千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	3,717千円 (3,717千円)
合　計 （うち社外役員）	8名 (4名)	72,219千円 (16,719千円)

（注）1．上記には、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含んでおります。なお、当社は2019年12月20日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2．合計欄は実際の支給人数を記載しております。また、当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等はありません。
3．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等限度額につきましては、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額につきましては、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。なお、当該報酬等限度額には使用人分給与は含まれておりません。
4．取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。
5．監査役の報酬等限度額は、2014年12月16日開催の第９回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

（3）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況及び当社との関係
取締役 (常勤監査等委員)	熊倉安希子	株式会社バンク・オブ・インキュベーション監査役、株式会社ギックス監査役であります。株式会社バンク・オブ・インキュベーションは当社連結子会社でありますが、その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	深町周輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス監査役、株式会社シルバーライフ取締役（監査等委員）及び株式会社メルティンMMI監査役でありますが、各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	木戸隆之	社会保険労務士法人あんしんサポート代表社員でありますが、兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取　締　役 (常勤監査等委員)	熊倉安希子	当事業年度開催の取締役会には13回のうち、常勤監査役として３回出席、取締役（常勤監査等委員）として10回出席し、また当事業年度開催の監査役会４回、監査等委員会10回のうち、それぞれ全回に出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	深 町 周 輔	当事業年度開催の取締役会には13回のうち、監査役として３回出席、取締役（監査等委員）として10回出席し、また当事業年度開催の監査役会４回、監査等委員会10回のうち、それぞれ全回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	木 戸 隆 之	当事業年度開催の取締役会には13回のうち、監査役として３回出席、取締役（監査等委員）として10回出席し、また当事業年度開催の監査役会４回、監査等委員会10回のうち、それぞれ全回に出席し、労務の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。

(注) 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を５回行っております。

連結貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,008,339**	**流動負債**	**926,156**
現金及び預金	2,483,665	１年内返済予定の長期借入金	528,372
売掛金	367,898	未払金	161,982
その他	156,774	前受金	187,342
固定資産	**175,247**	その他	48,459
有形固定資産	**8,878**	**固定負債**	**1,000,547**
建物	2,473	長期借入金	1,000,547
工具、器具及び備品	6,404	**負債合計**	**1,926,703**
無形固定資産	**1,802**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	1,802	**株主資本**	**1,256,883**
投資その他の資産	**164,565**	**資本金**	**490,943**
繰延税金資産	90,290	**資本剰余金**	**468,383**
敷金及び保証金	74,275	**利益剰余金**	**491,571**
		自己株式	**△194,015**
		純資産合計	**1,256,883**
資産合計	**3,183,586**	**負債・純資産合計**	**3,183,586**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年10月1日　至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,061,423**
売上原価		**2,497,994**
売上総利益		**563,428**
販売費及び一般管理費		**623,660**
営業損失		**60,232**
営業外収益		
受取利息	50	
助成金収入	4,831	
その他	354	5,235
営業外費用		
支払利息	8,299	
支払手数料	7,009	15,308
経常損失		**70,305**
税金等調整前当期純損失		**70,305**
法人税、住民税及び事業税	380	
法人税等調整額	3,895	4,275
当期純損失		**74,581**
親会社株主に帰属する当期純損失		**74,581**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,985,052**	**流動負債**	**922,000**
現金及び預金	2,463,388	１年内返済予定の長期借入金	528,372
売掛金	367,898	未払金	158,134
前払費用	46,163	未払費用	13,785
その他	107,601	未払消費税等	14,504
固定資産	**275,247**	前受金	187,342
有形固定資産	**8,878**	預り金	19,861
建物	2,473	**固定負債**	**1,000,547**
工具、器具及び備品	6,404	長期借入金	1,000,547
無形固定資産	**1,802**	**負債合計**	**1,922,547**
ソフトウエア	1,802	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**264,565**	**株主資本**	**1,337,751**
関係会社株式	100,000	**資本金**	**490,943**
繰延税金資産	90,290	**資本剰余金**	**468,383**
敷金及び保証金	74,275	資本準備金	468,383
		利益剰余金	**572,439**
		その他利益剰余金	572,439
		繰越利益剰余金	572,439
		自己株式	**△194,015**
		純資産合計	**1,337,751**
資産合計	**3,260,299**	**負債・純資産合計**	**3,260,299**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年10月1日　至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,061,423**
売上原価		**2,429,840**
売上総利益		**631,583**
販売費及び一般管理費		**622,204**
営業利益		**9,378**
営業外収益		
受取利息	49	
経営管理料	11,000	
助成金収入	4,831	
その他	354	16,234
営業外費用		
支払利息	8,299	
支払手数料	7,009	15,308
経常利益		**10,304**
税引前当期純利益		**10,304**
法人税、住民税及び事業税	122	
法人税等調整額	3,895	4,017
当期純利益		**6,286**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　上　　淳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　竹　美　江	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　上　　淳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　竹　美　江	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2019年10月１日から2020年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社バンク・オブ・イノベーション　監査等委員会

常勤監査等委員　熊倉安希子　㊞

監査等委員　深町周輔　㊞

監査等委員　木戸隆之　㊞

(注) 常勤監査等委員 熊倉安希子、監査等委員 深町周輔及び木戸隆之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、取締役清水啓之氏については、同氏から選任を辞退し新作開発に専念したい旨の申し出があり、当社として当該申し出に同意したことにより、本総会終結の時をもって退任となります。

監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	樋口智裕（ひぐちともひろ） (1983年１月15日生)	2006年１月　当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年11月　株式会社バンク・オブ・インキュベーション設立　代表取締役社長（現任）	1,743,100株
2	田中大介（たなかだいすけ） (1983年９月20日生)	2006年１月　当社監査役 2007年４月　当社取締役 2017年３月　当社取締役　人材開発部長（現人事部長） 2019年11月　株式会社バンク・オブ・インキュベーション　取締役（現任） 2020年９月　当社取締役　ゲーム運営部長兼人事部長（現任）	300,000株
3	河内三佳（こうちみつよし） (1985年８月31日生)	2008年３月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月　公認会計士登録 2013年10月　当社入社、経営管理部長 2014年12月　当社取締役CFO　経営管理部長（現任） 2019年11月　株式会社バンク・オブ・インキュベーション　取締役（現任）	31,700株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

新宿イーストサイドスクエア地下１階

リージャス新宿イーストサイドスクエア　蓮華Ａ＋Ｂ

TEL（03）4500－2899（代表）



交通のご案内

●都営大江戸線・東京メトロ副都心線
「東新宿駅」Ａ３出口直結

●東京メトロ丸ノ内線・副都心線・
都営新宿線「新宿三丁目駅」
Ｅ１出口より徒歩６分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。